

## 秋田市海外展開推進関係補助金交付要綱

〔平成28年3月28日〕  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田港の利用促進および本市の貿易の振興に資するため、市長が行う奨励措置のうち、秋田市海外展開推進関係補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定める事業とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費とする。ただし、市、県又は国が定める他の補助金の交付を受けているものは除く。

(補助金の対象期間)

第4条 この補助金の対象期間は補助金交付決定日の属する年度とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 秋田市内に本社もしくは本部があり、製造、営業等の事業を行っている企業、事業組合等又は、秋田市内に支社もしくは支部があり、秋田市貿易関連産業連絡協議会に加入している企業、事業組合等であること。
- (2) 現に海外で事業展開していること又は、新たに海外で事業展開する予定があること。
- (3) 補助金の対象期間内に秋田港からコンテナ貨物で輸出をしている者であること又は新たに秋田港からコンテナ貨物で輸出をする予定がある者であることもしくは本市が実施する「海外展開プログラム策定支

援事業」の適用を受けている者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号および同条第2項各号のいずれにも該当しない法人等（同項各号のいずれかに該当する法人等であって、その事実があった後2年を経過したもの（その事実があった後2年を経過したものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）を含む。）であること。
- (5) 申請の日において本市の指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されていない法人等であること。
- (7) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない法人等であること。
- (8) 市税に滞納がない法人等であること。

（補助金の額等）

第6条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額を交付するものとし、その上限額は次の各号に定める額とする。

- (1) 補助事業で秋田市産品（市内産の一次産品、もしくは市内で製造又は加工の最終段階を行っている商品）を秋田港からコンテナ貨物で輸出する法人等であって、過去にこの号に該当し40万円を上限とする補助金の交付を受けたことのない者 40万円

- (2) 上記以外 30万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 事業実施計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 海外展開実績概要書（様式第5号）

- (5) 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 直近2期の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書）
- (8) 定款の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（海外展開審査委員会）

第8条 海外展開推進事業に係る審査を行うため、海外展開審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第9条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 産業振興部長
- (2) 副委員長 産業振興部次長
- (3) 委員 商工貿易振興課長および外部の有識者

3 前項第3号に規定する外部の有識者は、2名以上とし、貿易に精通した者その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

4 特定の事案につき特別の利害関係を有する者は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る選定に参加することができない。

（有識者の委嘱等）

第10条 前条第2項第3号に規定する外部の有識者については、市長が委嘱するものとする。

2 委員会の委員に委嘱された有識者に対し、報償費として日額7,000円を支払うことができる。

3 委員会の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。  
(委員長)

第11条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

3 会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 会議は、法人等の内部情報に配慮する必要があることから、非公開とする。

(委員会による審査等)

第13条 委員会は、申請者から提出された補助事業計画書等の関係書類の内容を総合的に審査した上で、別に定める審査基準に基づき採点し、当該評価点を基に委員相互の協議により、事業採択者を選定するものとする。

(事務局)

第14条 委員会の事務局は、産業振興部商工貿易振興課内に置く。

(補助金の交付の決定等)

第15条 市長は、第7条の補助金の交付申請があったときは、委員会による審査に基づき、補助金交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第6号)又は補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定等に係る標準処理期間は、申請の日から70日以内とする。

(補助事業の着手)

第16条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、市長に対し、補助金交付決定前着手届（様式第8号）および第7条第1項に掲げる書類を提出した後に着手しなければならない。

2 前項ただし書により、申請者が補助金の交付の決定前に補助事業に着手した場合において、当該着手に係る損失等が発生した場合は、市長はその責任を負わないものとする。

（補助事業の変更等）

第17条 第15条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事由に該当するときは、補助金対象事業変更申請書（様式第9号）又は補助金対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。

(2) 補助事業の内容および実施計画を変更するとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 補助事業者は、前項各号に掲げる事由以外で申請内容に変更があるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の変更等の決定等）

第18条 市長は、前条第1項の補助事業の変更等の申請があったときは、当該変更等の可否を決定し、その旨を、補助事業の変更にあつては交付決定変更通知書（様式第11号）、補助事業の中止又は廃止にあつては補助金対象事業中止（廃止）承認通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助事業の変更等の決定等に係る標準処理期間は、申請の日から30日以内とする。

（実績報告）

第19条 補助事業者は、事業終了後（当該事業に係る収支決算が完了した後）60日を経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の末日のいずれ

れか早い日までに補助実績報告書（様式第13号）および収支決算書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) コンテナ輸送実績を証する書類（第5条第3号の本市が実施する「海外展開プログラム策定支援事業」の適用を受けている者を除く。）

(2) 販促活動およびその費用等を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて事業終了前に補助事業実施状況報告書（様式第15号）の提出を求めることができる。

（補助金の交付）

第20条 市長は、前条第1項および第2項の報告がなされたときは、速やかに事業の完了を確認し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金を請求しようとするときは、請求書（様式第16号）により行うものとする。

3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請時に消費税等仕入控除税額を減額しなかった場合であって、前条の規定による実績報告を行うに当たり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令があった日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21

号) 第4条の規定により算定した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付後、第5条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 補助事業の収支決算において、支出額が予算額よりも減少したとき。
- (3) 補助事業の収支決算において、補助金の交付決定額に対し、剰余金が生じた場合であって、当該剰余金の発生事由が補助金の交付の目的に反すると認められるとき。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (5) 補助事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第23条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(帳簿等の保存期間)

第24条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



別表第 1（第 2 条関係）

補助事業	主な事業内容
見本市等出展事業	海外で開催される見本市、フェア等への出展および貿易関連企業との商談
	海外貿易を目的に国内で開催される見本市、フェア等への出展および貿易関連企業との商談
	オンライン商談会等への参加（ただし一般公募しているものに限る）
越境 E C 出展事業	国外販売を目的とした E C モールへの秋田市産品の出展
国際コンテナ輸送等事業	秋田市内から秋田港までの陸送および秋田港からの国際コンテナ輸送等
その他	上記の事業内容に準ずるもので海外取引の拡大に資するもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助事業	補助対象経費
見本市等出展事業	出展経費（参加料、備品使用料等）、コンテナ以外の輸送費（展示品等）、交通費および宿泊費、オンライン商談会参加費用、宣伝費（チラシ・動画作成等）、翻訳費（通訳、HPの多言語化）、コロナ関連検査費用※ハード購入費用は対象外
越境 E C 出展事業	E C モール出展初期費用等、海外決済口座開設費用、海外商品許認可取得費用、海外知的財産権出願費用等※出展後の運用経費は対象外
国際コンテナ輸送等事業	秋田市内から秋田港までの陸送運搬費、秋田港からのコンテナ輸送費、その他コンテナ輸送に付随する経費
その他	その他海外取引に必要な経費であって、委員会において特に認められたもの